

【議案第118号】

**川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について**

資 料 1 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 2 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正について

資 料 3 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

参考資料 条例改正後の運用方法や市民広報等に関する基本的な考え方

議案第 1 1 8 号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならないこととすること、罰則の整備を行うこと等のため改正するもの

1 改正の主な内容

(1) 資源集団回収の定義を定めるもの

※ 資源集団回収とは、地方自治法に規定する地縁による団体その他営利を目的としない団体が、家庭系廃棄物のうち、市が条例に基づき策定した一般廃棄物処理計画で定める紙類、布類又は瓶類を自主的に収集し、又は運搬することをいう。

(2) 市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならないこととするもの

(3) 市長が指定する資源集団回収団体（以下「指定団体」という。）の構成員又は指定団体から引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならないこととするもの

(4) 市長は、(2) 又は (3) に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができることとするもの

(5) 市長が職員に立ち入り、必要な調査をさせることができる範囲に、車両、船舶その他の場所を追加するもの

(6) (4) の命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処することとするもの

2 施行期日

令和4年4月1日から施行。ただし、上記1(6)については、同年10月1日から施行

・集積所及び資源集団回収場所からの家庭系廃棄物の持ち去り行為が発生している現状及び課題を踏まえ、令和3年4月に「資源物等の持ち去りへの対応方針」を策定した。(※)
 ・この度、同方針に基づき、集積所等における資源物等の持ち去りを禁止すること等について定めるため条例改正を行う。
 ※ 令和3年2月12日～3月15日にパブリックコメント手続きを実施。令和3年4月22日に環境委員会で報告。

1 現状と課題

(1) 現状

【これまでの対策】

- ・生活環境事業所でパトロールを実施
- ・市民からの連絡や問い合わせに応じて、現場の確認等を実施
- ・スポット的なパトロールの強化や集積所へのポスター等の掲示



【対策の限界】

- ◎ 資源物等が第3者に持ち去られる時の騒音、集積所の散乱、粗大ごみ処理券を購入したうえで排出したものを持ち去られることへの苦情が発生
- ◎ 今後、社会的情勢の変化により、資源物の市況が高騰した際には、悪質かつ組織的な持ち去りが更に横行する恐れがあるが、現行の体制では対応することが困難

持ち去りの実態・被害状況の推計

	H27	H28	H29	H30	H31	平均
アルミ缶 (t)	379	344	246	230	204	280
粗大ごみ (個)	5,057	5,479	4,339	4,615	3,590	4,616

※ アルミ缶の持ち去り量は、市民1人あたりの消費量と市で行った資源化量から推計

他都市における対策状況

【R3年4月1日現在】

政令指定都市 (20市)	条例により禁止14市 (他1市が要綱により禁止)
神奈川県内の市 (18市)	条例により禁止15市

(2) 課題

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、家庭系廃棄物の処理責任は市が有しているが、廃棄物が持ち去られた場合には自治体の処理責任が果たせない。
- ② 持ち去られた廃棄物については、ヤード業者に集められ海外へ不適正に輸出される事例があるが、昨今、東南アジア諸国等において廃棄物輸入規制が実施されるとともに、令和元年にバーゼル条約の規制対象物に廃プラスチック類が追加されるなど、世界的に廃棄物の適正処理の機運は高まっている状況にある。
 市内で排出された家庭系廃棄物が不適正に処理されないことがないよう、自治体としての廃棄物の処理責任を果たしていくため、より一層の取組が必要である。
- ③ ごみの減量化・資源化については市と市民が協働しながら取り組んでいるが、持ち去りは、市民の分別意識に影響を及ぼすことが懸念されるとともに、第3者が集積所等で持ち去りを行うために地域に入っていることに不安を感じる場合など、地域の安全・安心を脅かすことにつながる恐れがある。

車両を用いた悪質な持ち去りの様子



2 持ち去りに対する基本的な方向性

- (1) 持ち去りを防止し、国内外における不適正処理を抑止することで、循環型社会の構築に寄与するとともに、自治体としての廃棄物処理の責務を果たしていく。
 また、集積所等における公衆衛生を保全していく等、市民の安全安心なごみ出し環境を確保する。
- (2) 規制対象品目については、市民にとってわかりやすくするとともに、広く市民の遺失利益を保護するものを対象とする。

- (3) 社会情勢により更に増加する恐れがある組織的な持ち去りに対応していくため、「廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」を改正する。罰則及び両罰規定を設けることで、抑止効果や実効性のある条例とする。
- (4) 引き続き、パトロール等の対策を実施するとともに、特に悪質かつ組織的な持ち去りに対しては、改正条例に基づき行政指導や禁止命令等の対応を行う。また、ホームレスの方などに対しては、健康福祉局と連携し、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していく。

方針に基づき条例を改正

3 条例改正の主な内容

(1) 家庭系廃棄物の持ち去り禁止

- ・全ての行政収集対象品目、全ての資源集団回収対象品目の持ち去りを禁止

(2) 持ち去りを禁止する命令

- ・条例の規定に違反して持ち去りを行ったときは、市が持ち去りを行った者に対して、持ち去りを行わないよう、命じることを可能にする。

(3) 立入検査

- ・市が持ち去りの確認を行うため、関係車両等に立入検査を行うことを可能にする。

(4) 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・持ち去りの禁止命令に違反した者は、罰則(罰金)を適用
- ・罰則は持ち去りを行った当事者だけでなく、行為を行うために雇用している法人等についても、適用(両罰規定)

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正について

4 条例の改正

(1) 用語の定義

- ・資源集団回収の定義を定めるもの。

【第2条第2項】新設

この条例において「資源集団回収」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の営利を目的としない団体が、資源の有効利用を目的として、家庭系廃棄物（一般廃棄物のうち第19条第1項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。）のうち紙類、布類又は瓶類（一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める紙類、布類又は瓶類をいう。以下同じ。）を自主的に収集し、又は運搬することをいう。

(2) 家庭系廃棄物の持ち去り禁止、持ち去りを禁止する命令

- ・市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならないこととするもの。
- ・資源集団回収団体の構成員又は資源集団回収団体から引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、資源集団回収団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならないこととするもの
- ・市長は、違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができることとするもの。

【第23条の2第1項、第2項、第3項】新設

市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物（資源集団回収により収集し、又は運搬されるものを除く。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 資源集団回収を行う団体のうち市長が指定するもの（以下「指定団体」という。）を構成する者であって、当該指定団体による資源集団回収のために紙類、布類若しくは瓶類の収集若しくは運搬を行うもの又は指定団体から紙類、布類若しくは瓶類の引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならない。

3 市長は、第1項又は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができる。

(3) 立入検査

- ・職員が立ち入り、必要な調査をすることができる範囲に、車両、船舶その他の場所を追加するもの。

【第47条第1項】一部改正

市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者又はその他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(4) 禁止命令に違反した者等に対する罰則

- ・市長の命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処することとするもの
- ・違反者のほか、その法人等についても、罰金刑に科することとするもの。

【第51条、第52条】新設

第51条 第23条の2第3項の規定による市長の命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

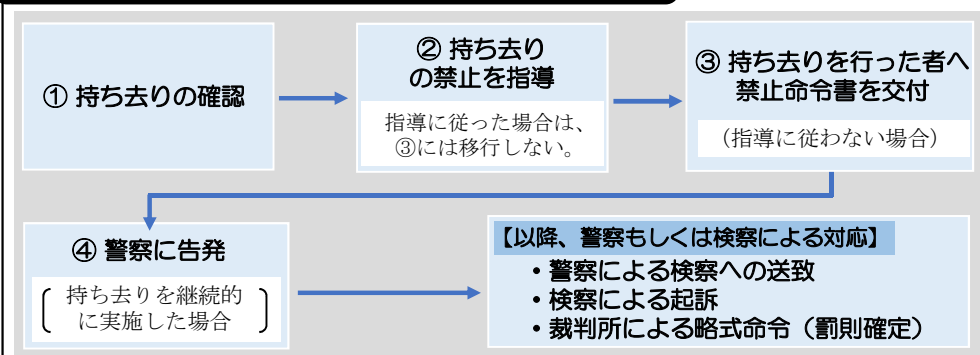
(5) 施行期日

- ・令和4年4月1日から施行。ただし、罰則適用については、同年10月1日から施行するもの。

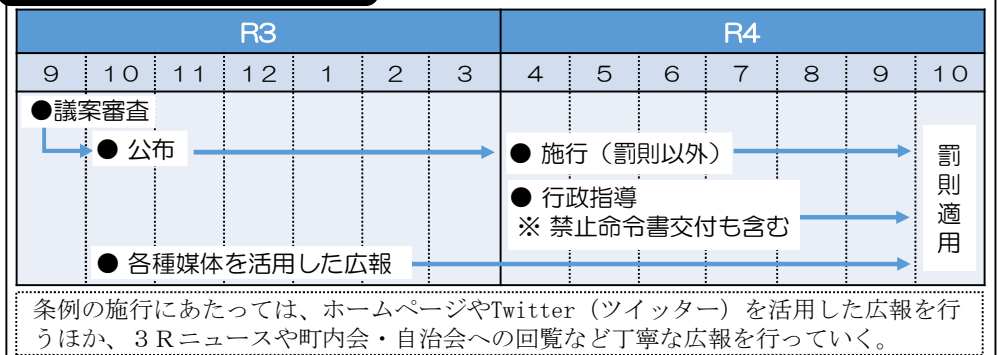
附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

5 持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ



6 今後のスケジュール案



川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例</p>	<p>○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例 平成4年12月24日条例第51号 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p> <p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p> <p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p> <p>第5章の2 一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～第41条の13）</p> <p>第2節 技術管理者の資格（第41条の14）</p> <p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p> <p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p> <p>第8章 罰則（第51条・第52条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第7条）</p> <p>第2章 市民の参加等（第8条～第12条）</p> <p>第3章 廃棄物の再生利用等（第13条～第21条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正処理（第22条～第33条）</p> <p>第5章 良好な地域環境の保全（第34条～第41条）</p> <p>第5章の2 一般廃棄物処理施設</p> <p>第1節 生活環境影響調査結果の縦覧等（第41条の2～第41条の13）</p> <p>第2節 技術管理者の資格（第41条の14）</p> <p>第6章 廃棄物処理手数料等（第42条～第45条）</p> <p>第7章 雑則（第45条の2～第50条）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p>
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において「資源集団回収」とは、地方自治法（昭和22年法律第</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の営利を目的としない団体が、資源の有効利用を目的として、家庭系廃棄物（一般廃棄物のうち第19条第1項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。）のうち紙類、布類又は瓶類（一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）で定める紙類、布類又は瓶類をいう。</p>	

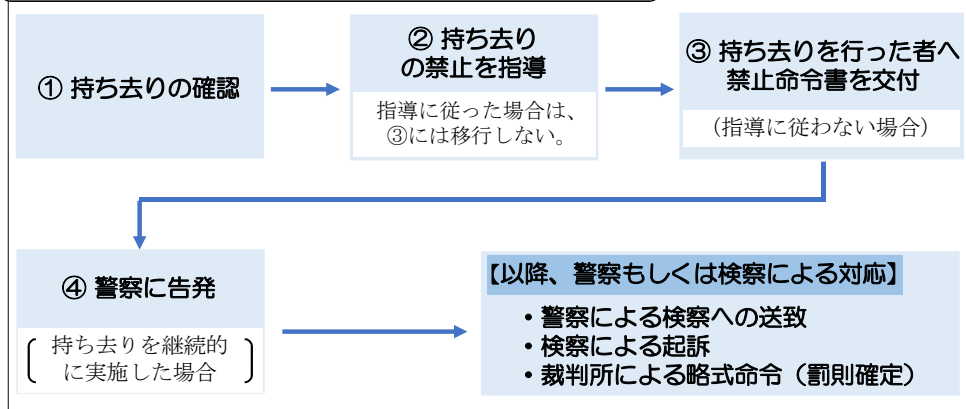
改正後	改正前
<p><u>以下同じ。)</u>を自主的に収集し、又は運搬することをいう。</p> <p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市は、一般廃棄物処理計画を定め、遅滞なく、これを告示するものとする。</p> <p>2 市は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。</p> <p>(市長による廃棄物の再生利用)</p> <p>第13条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、家庭系廃棄物のうち、分別して排出された再生利用が可能な廃棄物の収集、市の廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。</p> <p><u>(家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止)</u></p>	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第6条 市は、<u>一般廃棄物の処理に関する計画</u>(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、遅滞なく、これを告示するものとする。</p> <p>2 市は、一般廃棄物処理計画を変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。</p> <p>(市長による廃棄物の再生利用)</p> <p>第13条 市長は、一般廃棄物処理計画に定めるところにより、家庭系廃棄物<u>(一般廃棄物のうち第19条第1項に規定する事業系一般廃棄物以外の廃棄物をいう。以下同じ。)</u>のうち、分別して排出された再生利用が可能な廃棄物の収集、市の廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。</p>
<p>第23条の2 市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める集積所に排出された家庭系廃棄物(資源集団回収により収集し、又は運搬されるものを除く。)を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>2 資源集団回収を行う団体のうち市長が指定するもの(以下「指定団体」という。)を構成する者であって、当該指定団体による資源集団回収のために紙類、布類若しくは瓶類の収集若しくは運搬を行うもの又は指定団体から紙類、布類若しくは瓶類の引渡しを受ける資源回収事業者以外の者は、指定団体が資源集団回収を行う場所として市長に届け出た場所に排出された紙類、布類又は瓶類を収集し、又は運搬してはならない。</p> <p>3 市長は、第1項又は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為をしてはならないことを命ずることができる。</p> <p>(立入調査)</p>	<p>(新設)</p> <p>(立入調査)</p>
<p>第47条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者又はその他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさ</p>	<p>第47条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者、事業者又はその他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。</p>

改正後	改正前
<p>せることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><u>第8章 罰則</u></p> <p>第51条 第23条の2第3項の規定による市長の命令に違反した者は、200,000</p>	<p>2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第52条 <u>法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

これまで実施してきた「ホームレスの方々の声を聞く会」やパブリックコメントでの意見、地方検察庁との協議などを踏まえた現時点における条例改正後の運用方法や市民広報等に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。

1 運用方法

持ち去りの発見から罰則確定までのイメージ



(1) 持ち去りの確認（市民が発見した場合）

- ・発見した市民は、持ち去り行為のあった日時、場所、対象物、行為者の特徴などについて、生活環境事業所に連絡を行う。
- ・生活環境事業所は、集積所等へのパトロールを強化するほか、「持ち去り禁止」のポスターを掲示する。
- ・必要に応じて、スポット的なパトロールを実施し、集積所等から廃棄物又は資源物を持ち去る行為の有無について確認を行う。

(2) 持ち去り禁止の指導

- ・持ち去りを確認した場合、条例により禁止されていること、再度違反を行った場合は禁止命令書の交付や罰則が適用される可能性があることを説明及び確認するなど、再発防止に向けた指導を行う。
- ・その他、具体的な状況確認、悪質性や組織的行為の有無などについて、確認し、その記録を行う。

【状況確認】

現場所在地、発見時間、行為者の人数や特徴、対象物、行為者の氏名・連絡先
使用した車の種類・メーカー・車両の色・ナンバー] など

【悪質性や組織的行為の有無】

持ち去りを行っている理由／いつごろから持ち去り行為を行っているのか
資源物等の持ち込み先／売払い金額（単価 kg／円でいくら売れるのか）
持ち去りをしている地域、曜日、時間／仲間はいるのか] など

《ホームレスの方への対応》

ホームレスの方に対しては、持ち去りを行っている理由を伺い、その実情に応じながら、健康福祉局と連携し、総合的なホームレス支援施策を活用しながら、自立に向けた支援につなげるなど、必要な取組を実施していく。

- ・支援施策等を記載したお知らせの配布などによる福祉施策への誘導
 - ・健康福祉局との情報共有による、巡回相談事業等の強化
-] など

禁止の指導における適用除外（「清潔の保持」の考え方）

集積所を利用する市民の方が清掃活動として行う整理や移動等は該当しない場合があるので、個別に判断を行う。

（排出場所等の清潔の保持）

第39条 廃棄物を排出する所定の場所及び廃棄物の保管場所を管理し、又は利用する者は、自ら又は相互に協力し、清潔の保持に努めなければならない。

【例：善意の一時保管】

集積所等の管理のなかで、収集日でない日に排出された資源物等を一度、自宅に持ち帰り、再度収集日に排出する行為（善意の一時保管）については、条例第39条の「清潔の保持」に該当する行為であり、刑法第35条の正当な業務による行為に当たると考えられる。

(3) 禁止命令書の交付

過去の記録を確認し、繰り返しの指導を行ったにも関わらず、その指導に従わず、持ち去りを行った場合には、川崎市行政手続条例に基づく、不利益処分をする際の理由の提示や弁明の機会の付与などを踏まえて、禁止命令書を交付する。
※ 持ち去りを継続的に実施した場合は、警察に告発することについて検討を行う。

2 市民広報等

《市民への広報》

主な 広報媒体	町内会回覧、資源物とごみの分け方出し方、ホームページ・Twitter（ツイッター）・3Rニュース等各種広報物、集積所へのポスターの掲示、粗大ごみ処理券への表示、集積所表示ボードの更新
------------	---

- ※1 市民の方等が持ち去り行為者を発見した場合、トラブルに発展する可能性もあるので、直接声をかけることは避け、生活環境事業所へ連絡するように広報する。
- ※2 「市民の方などから善意でもらっている場合があること」「資源物等を運搬しているだけでは、持ち去りに該当しないこと」など、特にホームレスの方の人権に配慮した広報を行う。

《職員等への研修》

集積所等での持ち去りの確認方法や行為者への指導方法などに加え、ホームレスの方への接し方や健康福祉局との連携方法等について、生活環境事業所職員や収集運搬業務受託業者等への研修を行う。